

日本振興銀行が保有する資産の買取りについて

平成 24 年 7 月 17 日

預金保険機構

1. 預金保険機構は、日本振興銀行及びイオン銀行から預金保険法第 69 条の資産買取りにかかる申込み(注)を受けて、本日、運営委員会を開催し、日本振興銀行が保有する資産 63 百万円の買取りを行う旨決定しました(買取り日は平成 24 年 7 月 23 日を予定)。

(注) イオン銀行は、救済金融機関として日本振興銀行の事業の一部を譲り受けた第二日本承継銀行(株式会社イオンコミュニティ銀行に商号変更)を吸収合併しました。なお、イオン銀行が保有する資産は、買取対象に含まれません。

2. 本資産買取りについては、預金保険法附則第 10 条第 1 項に基づき当機構から整理回収機構に委託します。

以上

平成24年7月23日  
株式会社整理回収機構

日本振興銀行からの資産買取りについて

整理回収機構では、預金保険機構が既に発表しているとおり、本日、日本振興銀行から預金保険法第69条に基づく資産の買取りを下記のとおり実施しましたので、お知らせします。

記

1. 買取日 平成24年7月23日（月）
2. 買取価格 63百万円  
（日本振興銀行における簿価：81億円）  
（単位未満四捨五入）
3. 本資産買取りについては、預金保険法附則第10条第1項に基づき預金保険機構から委託を受けたものです。

以上

（本件照会先）  
株式会社整理回収機構 広報担当  
TEL 03-3299-7590